

議案第54号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県学校職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号中「校長」の次に「，副校長」を加え，同項第4号中「校長」の次に「，定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を加え，同条第2項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

第7条の8第1項中「者」の次に「，本務として夜間定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を加える。

第10条の2第4項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

附則に次の1項を加える。

22 任命権者が人事委員会と協議して定める学校職員について，第4条第2項の規定により号給を決定する場合において，任用の事情等を考慮して必要があると認められるときは，その者の受ける給料月額のほか，任命権者が人事委員会と協議して定める額を給料として支給することができる。

別表第5イの表3級の項及び別表第5ウの表3級の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第1項中「校長」の次に「，副校長」を加える。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

本県の小学校，中学校，高等学校等に副校長の職を新たに置くことができることとする等のため，所要の改正をしようとするものである。